

さいたま市特別職報酬等審議会

<第2回 資料>

開催日：令和2年10月29日（木）

場 所：さいたま市役所別館2階 第5委員会室

特別職報酬等審議会における

年度	特別職報酬等審議会の審議及び結果			
	特別給（期末手当）にかかる審議内容・結果	改定月数	実施時期（答申）	改定後の年間支給月数
23	「据置き」を報告	—	—	—
24	「据置き」を報告	—	—	—
25	「据置き」を報告	—	—	—
26	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申	0.15月	H26.12～	2.95月⇒3.10月
27	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H27.12～	3.10月⇒3.15月
28	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申	0.10月	H28.12～	3.15月⇒3.25月
29	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H29.12～	3.25月⇒3.30月
30	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	H30.12～	3.30月⇒3.35月
元	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	0.05月	R元.12～	市長・副市長 3.35月⇒3.40月 議員 3.30月⇒3.40月
2	【第1回審議会結果：国における指定職職員の支給月数改定の方向性を踏まえ、改定を行うべき】			

期末手当の審議結果等

特別職の年間支給月数	【参考】 一般職職員の給与の改定状況		【参考】 国の指定職（事務次官等）の給与の改定状況	
	改定月数 (実施時期)	改定後の年間支給月数	改定月数 (実施時期)	改定後の年間支給月数
—	(据置き)	3. 9 5月	(据置き)	2. 9 5月
—	(据置き)	3. 9 5月	(据置き)	2. 9 5月
—	(据置き)	3. 9 5月	(据置き)	2. 9 5月
2. 9 5月⇒3. 1 0月 市長・副市長 (H27. 4. 1) 議員 (H27. 12. 1)	0. 1 5月 (H26. 12~)	4. 1 0月	0. 1 5月 (H26. 12~)	3. 1 0月
3. 1 0月⇒3. 1 5月 (H27. 12. 1)	0. 1 0月 (H27. 12~)	4. 2 0月	0. 0 5月 (H27. 12~)	3. 1 5月
3. 1 5月⇒3. 2 5月 (H28. 12. 1)	0. 1 0月 (H28. 12~)	4. 3 0月	0. 1 0月 (H28. 12~)	3. 2 5月
3. 2 5月⇒3. 3 0月 (H29. 12. 1)	0. 1 0月 (H29. 12~)	4. 4 0月	0. 0 5月 (H29. 12~)	3. 3 0月
市長・副市長 3. 3 0月⇒3. 3 5月 (H30. 12. 1) 議員 改定なし(3. 3 0月)	0. 0 5月 (H30. 12~)	4. 4 5月	0. 0 5月 (H30. 12~)	3. 3 5月
市長・副市長 3. 3 5月⇒3. 4 0月 (R元. 12. 1) 議員 3. 3 0月⇒3. 4 0月 (R3. 4. 1)	0. 0 5月 (R元. 12~)	4. 5 0月	0. 0 5月 (R元. 12~)	3. 4 0月
	【R2. 10. 27人事委員会勧告】		【R2. 10. 7人事院勧告】	
	△0. 0 5月 (R2. 12~)	4. 4 5月	△0. 0 5月 (R2. 12~)	3. 3 5月

一般職職員の給与の改定の仕組み

1 市人事委員会による給与勧告

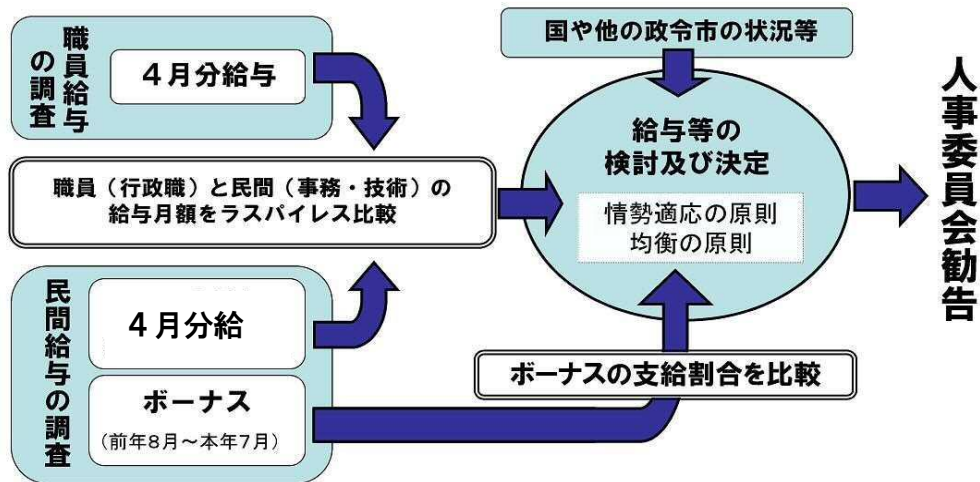
① 給与勧告の手順

(1) 4月分の給与月額を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

(2) ボーナスを比較

民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤労手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



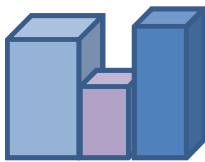
② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

2020年職種別民間給与実態調査 (ボーナス: R2.6.29~7.31、4月分給与: R2.8.17~9.30に実施)

調査対象の事業所
(いわゆる正社員が50人以上の事業所)

調査した従業員
(パート・アルバイト・契約社員などを除く)



市内465事業所中
121事業所



調査職種: 事務・技術・教育等

事業所ごとのボーナスの調査
(R1.8~R2.7支給分)

従業員ごとの4月分給与の調査
(4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

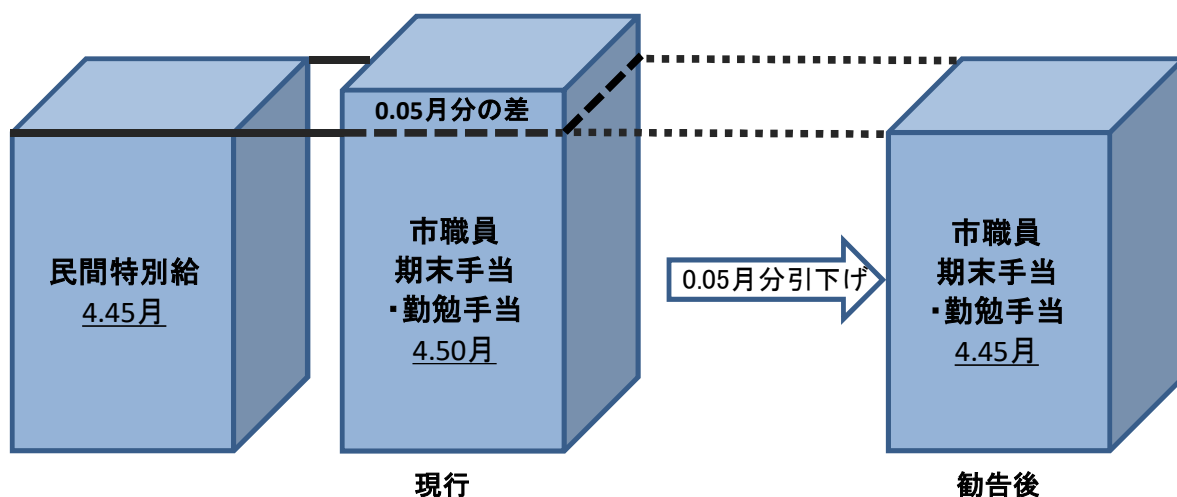
・月例給

別途、勧告を予定

・特別給

民間の特別給の支給割合が、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を

0.05月分上回っているため、支給月数を引下げ



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を「二捨三入」、「七捨八入」する。

(例) 4.43月～4.47月⇒4.45月 4.48月～4.52月⇒4.50月

④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

令和2年給与勧告まとめ

1 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引下げ改定(再任用職員を除く)
(4.50月分 → 4.45月分)

- ・ 引下げ分については、人事院勧告の内容(期末手当)に準じて反映

2 実施時期

- ・ 令和2年12月期の支給に関する改定は条例の公布日から、令和3年6月期以降の支給に関する改定は令和3年4月1日から実施

3 月例給

- ・ 職員と民間の4月分の給与額を比較し、別途必要な報告・勧告を予定

2 給与勧告の実施状況（行政職給料表）

さいたま市職員の給与勧告は、令和元年まで6年連続で特別給についてはプラス改定となり、年間給与額の増加が続いていましたが、本年は、特別給についてはマイナス改定となりました。

	給与月額		期末手当・勤勉手当 年間支給月数（較差月数）		平均年間給与額 の増減
平成15年	△4,898円	(△1.13%)	4.40月	(△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円	(0.00%)	据置き	(0.02月)	—
平成17年	△1,921円	(△0.45%)	4.45月	(0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円	(△0.11%)	据置き	(△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円	(0.06%)	4.50月	(0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円	(0.01%)	据置き	(0.02月)	—
平成21年	△791円	(△0.19%)	4.15月	(△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円	(△0.28%)	3.95月	(△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円	(△0.30%)	据置き	(0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円	(0.05%)	据置き	(0.02月)	—
平成25年	据置き△87円	(△0.02%)	据置き	(0.01月)	—
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円	(0.35%)	4.30月	(0.10月)	5.9万円
平成29年	882円	(0.22%)	4.40月	(0.10月)	5.2万円
平成30年	据置き△64円	(△0.02%)	4.45月	(0.05月)	2.0万円
令和元年	据置き83円	(0.02%)	4.50月	(0.05月)	2.0万円
令和02年			4.45月	(△0.05月)	△2.0万円

（注）期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 改定が必要な場合には、職員団体との交渉を経て関係条例改正案を議会に提出することとなる

・職員団体との交渉



・関係条例改正案の議会への提出



・条例公布、給与改定の実施

○期末手当の支給月数の状況

さいたま市特別職報酬等審議会追加資料（宇佐見会長作成）

1. 令和2年度改定前

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国（指定職職員）	※1）3. 40月	3. 40月	3. 40月
市長・副市長	※1）3. 40月	3. 40月	3. 40月
市議会議員	3. 30月	3. 30月	※2）3. 40月

※1 国、市長等の令和元年度の改定時期については、令和元年12月期の期末手当から改定

※2 市議会議員の令和元年度の改定時期については、令和3年度の期末手当から改定

⇒ 議会の判断で改定時期が延期されたもの（令和元年台風第19号による被害への対応を考慮）

2. 令和2年度改定後

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国（指定職職員）	3. 40月	※3）3. 35月 0.05月引下げ	3. 35月
市長・副市長	3. 40月	()月 ()月引下げ	()月 ()月引下げ
市議会議員	3. 30月	※4）3. 30月	()月 ()月引下げ

※3 国の改定時期については、令和2年12月期の期末手当からの改定を人事院が勧告

※4 議会の判断を尊重して3. 30月と記載